

第4回一宮市障害者基本計画等策定委員会 会議録

令和2年7月28日(火) 午後1時30分～3時10分
一宮市役所本庁舎 11階 1103会議室

出席：16名

欠席：3名（内1名代理出席）

1 開会

(1) あいさつ

(福祉課長)

皆様こんにちは。一宮市福祉部福祉課長の三輪でございます。時間前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきますと思います。ただいまから、第4回一宮市障害者基本計画等策定委員会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

本日の策定委員会は4回目の会議でございますが、2回目・3回目は書面開催とさせていただきましたので、委員の皆様にお集まりいただくのは、昨年11月の第1回以来となります。

厳しい社会情勢の中、書面開催に変更するなど、委員の皆様にはご面倒をお掛けいたしますが、今年度末まで新しい計画の策定作業を進めてまいりますので、どうぞご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

まず、委員の交代についてご報告させていただきます。今年度、新たに委員となられた方5名をご紹介します。一宮市薬剤師会理事 井谷政義様、一宮市議会福祉健康委員会委員長 渡部晃久様、一宮公共職業安定所長 坂東信孝様、一宮市社会福祉協議会事務局長 竹内和彦様、一宮東特別支援学校PTA会長 寺田幸子様、以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、本日は、平山委員、土山委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、竹内委員の代理で五藤様にご出席いただいております。委嘱させていただいております委員につきましては、委員個人の身分に関わることで、代理の方に報酬をお支払いしたり、議決に参加したりすることはできません。代理でご出席していただく場合は、オブザーバーとしての参加とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。また、本日の委員会の出席者が委員定数の過半数以上でありますので、お手元の一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱第5条第2項に基づき、成立していることをご報告させていただきます。

次に、会議に先立ちまして、会議の公開についてご説明いたします。本委員会の公開については、原則公開とし、お手元に配布してあります「一宮市障害者基本計画等策定委員会の傍聴に関する規程」により取り扱いますので、よろしくお願いいいたします。本日の傍聴者はございません。

では、早速ではございますが、会長からご挨拶をいただき、以降の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。若輩者ながら会長の大役を仰せつかっております、日本福祉大学の青木です。

来年度からの新しい計画をまとめるための作業を進めているなか、ご存じのように今般、新型コロナウイルス感染症の発生によって、私たちの生活にも大きな影響を受けることになりました。そのようななか、皆様方には、今回お集まりいただきまして本当にどうもありがとうございます。一方で、さまざまな課題に直面し、ご苦労されていることがあるのではないかと思います。障害福祉に関わるこの会議を通して、これまで気づかなかったことも出てくるのかもしれない。新しい計画がより良いものとなるよう、皆様のご協力のもと、この会議での議論を深めていきたいと考えております。さまざまなご負担をお掛けすると思いますが、どうか、よろしくお願いいいたします。

なお、議事に入る前に、本日の会議の議事録署名者を決めさせていただきます。私と、名簿の順で、隣にいらっしゃる田中副会長、宇野委員でお願いするというので、皆様よろしいでしょうか。

《一同異議なし》

(会長)

はい。ありがとうございます。ご異議がないようですので、私と田中副会長と宇野委員が、本日の議事録の署名を行うことにさせていただきます。

2 議事

(1) 計画の素案について

(会長)

それでは議題(1)計画の素案について、に入ります。では、事務局から説明をお願いします。

(福祉課)

はじめに、資料2について、資料の差し替えをお願いいたします。先日お送りさせていただきました、計画の素案のうち、27ページから31ページにつきましては、本日お配りいたしました資料に修正いたしますので、お手数お掛けして申し訳ありませんが、こちらをご確認いただきますようお願いいたします。障害福祉サービス等の利用状況としまして、令和元年度の実績値を書き加えさせていただきました。

それでは、第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について、資料1と資料2によりまして、本日ご検討いただく部分の概略を説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。前回、委員の皆様には、5月に書面開催によりまして、計画の骨子案をご確認いただき、回答書にてご意見などをいただきました。皆様からのご意見を要約させていただき、事務局としての対応を記載させていただいております。貴重なご意見をいただいております、それぞれの対応を検討させていただきました。ご意見等の内容につきましては、資料2の「計画の素案」での説明に含まさせていただきますので、ここでは一つ一つのご紹介を省かせていただきます。

では、資料2「計画の素案」をご覧ください。今回は32ページ以降で、新たに加えた部分を順に説明させていただきます。まず、32ページから35ページまでは、「第2章の3 前計画の評価」でございます。

(1)としまして、「第2次障害者基本計画の取組みの進捗状況」を報告させていただいております。第2次障害者基本計画では、基本目標が8、施策として18ありまして、取組みの合計は71となっております。これらの取組みについて、いずれも「予定通り」、あるいは「ほぼ予定通り」実施してまいりました。「ほぼ予定通り」としている取組みについても、今年度の実施状況にあわせて判断が分かれた場合もあり、「予定通り」との違いに大差は無いものと感じております。進捗状況のまとめとしましては、計画期間の最終年度までに、すべての取組みについて実施しており、実施していない取組みは無いということをご報告させていただきます。32ページと33ページにて、基本目標1から8までの取組みをそれぞれまとめさせていただいております。いずれも毎年の実施状況を自立支援協議会本会にてご報告させていただくとともに、それぞれの取組みの充実を図っており、年々順調に進めてきたという状況でございます。

次に、34ページ、35ページでは、(2)としまして「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況」を掲載しております。現時点で令和元年度の実績が出ていない項目については、平成30年度の実績を掲載しておりますが、令和元年度の実績が分かり次第、記載内容を改めさせていただきますので、ご了承ください。

「①福祉施設の入所者の地域生活への移行」としまして、2つの項目いずれも、平成30年度実績値は目標値に届いておりません。施設から地域生活への移行のために、受け皿となるグループホームなどの建設促進を進めております。

次に、「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」としまして、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について、今年度も引き続き検討しております。

「③地域生活支援拠点等の整備」としまして、目標は「既存の体制の充実をめざす」としてしております。

障害者の地域生活を支援する機能として、面的整備により地域生活支援拠点等を整備し実施しております

が、引き続き、それぞれ機能の強化・充実を図っていく必要があります。

35 ページに移りまして、「④福祉施設から一般就労への移行等」をご覧ください。「就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合」としまして、30年度の実績は、4事業所いずれも、就労移行率が3割を超えており、すべての事業所が達成している状況ということで、10割という結果が出ております。

なお「就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」については、就労定着支援が平成30年度からの事業のため、平成30年度の実績値はありません。

「⑤障害児支援の提供体制の整備等」につきまして、4つの項目があります。いずれも、令和2年度末までの目標に向けて、年々充実を図っており、引き続き、支援体制の構築に取り組んでおります。

ここまで、障害者基本計画と障害福祉計画の進捗状況につきまして、説明させていただきました。

次に、36ページから41ページの「4 現状と今後の方向性」につきましては、前回の骨子案ですすでにご提示しておりますが、それぞれのページに「現状」となっている項目の中に、先ほどの「前計画の評価」での、抜粋を書き加えております。また、記載内容が似通っている部分は集約するなど、課題となっている項目を整理し、ページごとに内容が分かりやすくなるようにいたしました。

続きまして、42ページをご覧ください。

「第3章 計画の基本的な考え方」につきまして、前回から変更があった部分をご説明いたします。

1点目として、基本理念に関しまして、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」としておりましたが、「人格」と「個性」という言葉は、意味合いが類似しており、「多様性」という言葉でのご提案をいただきました。地域共生社会を目指していくなかで、「多様性」はキーワードとなりますので、基本理念は「だれもが人格と多様性を尊重し支え合う共生のまち 一宮」とし、説明文についても修正しております。

2点目の変更は、重点戦略2につきまして、「子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化」と、「育ち」のあとに「の」が抜けておりましたので、「子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化」に修正いたしました。

3点目は、43ページの基本目標3を「健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携」とし、施策2は「保健・医療・福祉の連携の強化」といたしました。当初は、保健・医療・福祉の3つの分野が明確に示されておりましたので、修正いたしました。第3章についての説明は以上です。

次に、44ページから61ページまでが「第4章 施策の展開」となっております。新しい障害者基本計画として、来年度から、市として取り組んでいく内容を記載しております。これまでに無かった取り組みや、重点戦略に該当する部分について、補足したいと思います。

まず、44ページは、「基本目標1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重」としており、「施策1 障害についての理解を深める教育・啓発」としまして、6つの取り組みがあります。新たに取り組みとして記載しているのは、「ヘルプマークの配布」です。外見では分からない内部障害などで、配慮を必要としていることを周囲に示すためのヘルプマークを、平成30年7月から配布しております。ヘルプマークを含め、障害に対する理解を深めていただくよう、各種媒体での広報・啓発活動を進めていきたいと考えています。

45ページの「施策2 障害のある人の権利擁護の推進」、続きまして46ページの「施策3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援」での取り組みについては、現在の計画から引き続き実施するものとなっております。

ここで、資料1をあわせてご覧いただけますでしょうか。

委員の皆様からいただきました、ご意見等についてですが、「(3)基本目標・施策に関すること」のうち、基本目標1に関しましては、3つのご意見がありました。ご意見をそのまま具体的な取り組みとして盛り込んでおりましたが、ご意見の趣旨はそれぞれの取り組みを進めることによって実現していくものと考えております。

次に、「基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備」に移ります。

47ページをご覧ください。「施策1 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化」としまして、障

害福祉サービスや地域生活支援事業についての取組みをまとめております。障害福祉サービスや地域生活支援事業につきましては、従来から実施しており、それぞれ充実を図ってまいりましたが、一つ目の取組みに「在宅サービス等の充実」として新たに明記しております。3つ目の「緊急時の対応」も新たな取組みとして記載いたしました。障害者を介護している方の急病や急用の際に、短期入所を利用していただけるよう、緊急短期入所利用空床確保事業を平成29年10月から実施しております。4つ目の「社会福祉施設等の施設整備の支援」については、事業者が障害福祉施設を整備する場合に、補助金を交付するものです。これは国の補助金としては以前からあるものですが、一宮市が令和3年度に中核市となりますと、これまで県が補助していた部分を、市が担当することになりますので、新たに加えております。そして、一番下の「介護保険事業との連携」につきましても、新しい取組みになります。共生型サービスという、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の制度に位置づけられる制度が始まりました。障害福祉サービスの事業所が介護保険の事業所としての指定も受けやすくして、同じ事業所でサービスが受けられるようになっております。

次に、48ページをお願いいたします。「施策2 経済的な安定に向けた支援」としまして、障害者手当や医療費助成についてまとめております。一番下の「指定難病医療費の助成」につきましては、現在、保健所で申請などの手続きを行っておりますが、中核市となりましたら、市の窓口で手続きしていただくことになります。

では、49ページの「施策3 相談支援体制の整備」に移ります。このページでは、新たな取組みの方が多く、これまでと取組みの名称が変わっていないのは、2点になりまして、上から3つ目の「難病患者への支援」と、下から3つ目の「ケアマネジメントの人員の確保と質の向上」になります。上から簡単に説明させていただきますが、中核市移行に併せて「福祉総合相談窓口の設置」を予定しております。これは、世代や障害の有無を問わない横断的な相談体制を目指して、1か所で受付できる窓口を設けることとしています。次の「精神障害者家族相談の実施」については、平成28年7月から家族会へ委託して、相談窓口を開設しています。「難病患者への支援」と「依存症に対する支援」は、中核市移行により、市としての関わりが増えていく事業となります。「休日・夜間における相談への対応」については、市内の障害者相談支援センターで対応できるのは平日の午前9時から午後5時までとなっておりますので、それ以外の時間帯での相談に、電話で受け付ける事業を、平成29年度から実施しております。「アウトリーチ支援」や「障害福祉人材の確保・育成」については、これまでの計画には明記されておりましたが、精神障害や発達障害への対応を含め、今後より一層の充実が必要とされている取組みです。一番下の「地域の相談体制の強化」は、誰もが相談しやすい体制を整えることが必要ですので、最初の「福祉総合相談窓口の設置」とともに、この2つの取組みを「重点戦略1 障害特性等に配慮したきめ細やかな相談支援体制の確立」として位置づけています。

では、50ページをご覧ください。「施策4 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進」としましては、障害のある人にとって必要な情報が手に入るよう、情報提供や情報発信について、取組みを掲げております。「声の広報ふれあいの貸し出し」については、従来から行っている事業ですが、新たに記載しております。以上が、基本目標2についての説明となります。

資料1の2ページ目をご覧くださいと、上から2つ目と3つ目に、サービスの充実に関することや、相談員・相談場所に関するご意見をいただいております。これらのご意見を踏まえまして、ここでの取組みにまとめさせていただいております。

つづきまして、51ページをご覧ください。「基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携」としましては、医療の分野に関する取組みとして、新たに記載している部分があります。こちらも中核市としての業務が増えることと、障害のある方を支えるためには、福祉の分野だけではなく、医療や保健とも連携を強化する必要性などの状況を踏まえております。「施策1 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進」では、新しく記載している取組みは、ありません。

次に、52ページをお願いいたします。「施策2 保健・医療・福祉の連携の強化」では、「医療体制の充実」と「医療的ケアが必要な人への支援体制の充実」が新たな取組みになります。

では、53ページに移りまして、「基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整

備」でございます。ここでは、重点戦略の2つ目「子どもの健やかな育ちのための支援体制の強化」に関わる内容となっています。「施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備」としまして、ここでの3つ目の取組みの「児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実」を重点戦略に位置づけています。また、一番下の「発達障害への支援」は新たに記載している取組みになります。

次に54ページをご覧ください。「施策2 切れ目の無い支援に向けた支援機関のネットワーク化」としまして、一つ目の取組み「療育に関わる機関の連携による切れ目の無い支援の実施」を重点戦略としました。また、「医療的ケア児等コーディネーターの配置」は、新たな取り組みとして掲載しております。愛知県において、平成30年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修が行われており、一宮市からは4人が受講しました。障害者基幹相談支援センターや保健センターでは、医療・福祉・教育などの分野での課題を解決するための調整役として、医療的ケアのあるお子さんや家族の支援を行っております。

続いて、55ページに移ります。「施策3 保育・教育環境の整備」としまして、ここでは、「障害児保育の充実」と「特別支援教育の充実」の2つの取組みを重点戦略としております。また、一番下の「医療的ケア児への支援」は新たに記載されている取組みです。保育園や学校で、医療的ケアのあるお子さんを受け入れるための体制づくりを進めてまいります。以上が、基本目標4についての説明です。

資料1をご確認いただけますでしょうか。2ページ目の上から4番目と5番目が、基本目標4に関するご意見になります。今後も検討が必要な部分ではありますが、より一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、次に「基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援」をご覧ください。56ページから57ページにかけて、ここでは、まとめて説明させていただきます。なお、重点戦略の3つ目が「自立に向けた就労支援体制の充実」となっておりますので、施策1では「雇用拡大の推進」、それと施策2にある「就職後の相談・支援の充実」を重点戦略として位置づけております。また、新しい取り組みとしましては、56ページ、施策1の取組みのうち、下2つが新しい取組みになります。「障害者向け就職支援フェアの実施」については、令和2年度から実施予定で、ハローワークと共催の事業で、就労の促進につなげようという取組みです。その下の「障害者雇用推進者の選任」につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、一宮市においても令和2年度から、それぞれの機関で障害者雇用推進者を選任しております。

ここまで、基本目標5について説明させていただきました。資料1をご確認いただけますでしょうか。2ページ目の上から6番目のご意見が、基本目標5に該当しております。障害のある方が働きやすい職場の好事例として、小牧市にある施設をご紹介いただきました。どのようにしてご意見を活かしていくか、すぐにお答えを用意することができませんでしたが、就労支援の取組みとして、参考にさせていただきたいと考えております。

それでは、58ページから61ページをお願いいたします。「基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実」、こちらも、まとめてご説明させていただきます。取組みとして、新しく掲載しているのは、施策1では、下から2つ目と3つ目、「バリアフリー化の推進」と「Net119緊急通報システムの活用」、施策2では、下から3番目「視覚障害者の歩行訓練」、この3つになります。「バリアフリー化の推進」につきましては、これまでにも、歩道や建築物のバリアフリーについての取組みはありましたが、バリアフリー法の改正を受けまして、マスタープランの策定などを検討していく予定です。時期は未定ですが、心のバリアフリーの推進も含めた取組みとなっております。「Net119緊急通報システムの活用」については、聴覚障害や言語障害により、会話が不自由な方がスマートフォン等を利用して、緊急時に音声を用いることなく119番通報を行うことができるシステムで、今年度開始予定となっている事業です。59ページの「視覚障害者の歩行訓練」は、外出時の安全な移動を目的に、平成30年度から行っている事業です。

ここまでが、基本目標6の説明です。資料1をご覧ください。ご意見としまして、「(4) その他」の上にある2つが、基本目標6に関係する内容となっております。障害のあるなしにかかわらず、同じ社会の一員として参加できるような機会が必要と考えておりますので、引き続き、社会参加への支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、「(4) その他」については、記載のとおりとなっております。

なお、素案の 62 ページには「第 5 章 障害福祉サービスの提供体制」とありますが、この章は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間にわたる、障害福祉サービスの見込量について、展開していく部分となります。障害福祉サービス等につきましては、現在調整中としておりますので、次回の策定委員会でご検討いただきたいと考えております。

最後になりますが、63・64 ページの「第 6 章 計画の推進に向けて」につきましては、説明の文章が 63 ページ、図としては 64 ページでございます。この計画に掲げていることは、担当課を中心にして、関係機関とも連携しながら、取組んでまいります。その進捗管理につきましては、一宮市障害者自立支援協議会に対しての報告を今後も継続していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま計画の素案について説明していただきました。まず、ご質問やご意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

今からの時間は、ただいまご説明いただいた部分をいくつか区切ってご意見等をお伺いできればと思っています。ではまず、32 ページから 33 ページ、第 2 章の前計画の評価の部分について、ご意見等を伺えればと思っています。32 ページ、33 ページでは第 2 次障害者基本計画の進捗状況が掲載されております。34 ページ、35 ページでは第 5 期障害者福祉計画と第 1 期障害児福祉計画の成果目標の達成状況が記載されております。このところが後の基本目標につながっていくこととなりますが、この部分で何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。何か気づいたことがあれば後ほどでも結構ですので、挙手いただければと思います。

では、次、今回の会議で一番時間を取りたいところとなります。計画の施策の展開のところですが、基本目標が 1 から 6 までございますので、基本目標ごとに順番に進めていきたいと思っています。では、「基本目標 1 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重」のところについて、ご意見等ございますか。

(委員)

「ヘルプマークの配布」の取組みについてですが、ヘルプマークは皆様もご存じのとおり、見た目には分からない障害を持っている方、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマークですが、これについては、その信頼性が市議会の中でも問題になったことがあります。ヘルプマークを障害をお持ちの方にどのように渡しているのか、障害を持っていない方にも渡っているのではないかということが危惧されていますので、配布の際は本当に支援を必要としている人に渡せる体制のもとで配布を行ってもらって、マークの信頼性を確保してほしいと思います。ただ単純にお配りするのはやめていただきたいですし、市役所に取りに行くことができない方への配慮もしてほしいです。計画書に記載することではないかもしれませんが、2つの意見が矛盾するところではありますが、よろしく願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございます。先ほどの事務局の説明では平成 30 年 7 月から配布開始ということですが、どういう基準で、どのように配布されているのか、事務局から説明をお願いします。

(福祉課)

内部障害のある方に配布しておりますが、障害者手帳をお持ちの方といった条件はありませんので、手帳を持っていなくても、精神障害ですとか、ご自身が必要であるとおっしゃる方にはお渡ししております。

(会長)

これは障害のある人だけが対象ではないですよ。

(福祉課)

例えば妊娠されている方も対象となっております。

(会長)

このあたりが信頼度の問題につながるところであると思いますが、ヘルプマークをお持ちの方に対する支援の方法ですとか、ヘルプマークの普及方法を含めて、議会で問題になったということでしょうか。

(委員)

自己申告制なので、ヘルプマークを例えば水戸黄門の印籠のような感じで使われる方がいるのではないかという危惧です。本当に支援を必要とする人にはきちんと持っていただかなくてはいけないですし、難しいところではありますが、そのなかでもヘルプマークの信頼度を高めて、本当に支援を必要とする人が持っていて、そのマークを見たときには支援と配慮を行っていくという方向に持っていかなくてはいけないと思っています。先ほど妊娠中の方にも配布しているという話がありましたが、例えば、出産後もそのマークを持ち続けていて使われるということがないようにしてほしいと思いますので、こういった実態があるということをお頭の片隅においていただければと思います。

(会長)

当事者団体の方はいかがですか。実際はこんな感じ、といったことがあれば教えていただきたいです。

(委員)

現在、愛知県の連合会の方で、ヘルプマークの普及活動として、スマイルプロジェクトというのがあります。去年からその活動に取り組んでいます。バッジやステッカーを作成し、普及に取り組んでおり、ヘルプマークをつけた人への支援を率先して行うプロジェクトになっています。そのようななかで、障害を持っていけば、だれもかれも持っていいという話ではなくて、本当に必要な方たちだけにヘルプマークが渡るようにしていただければと思いますが、本当に必要としていない人でも実際に持っている場合があるということもあります。障害者手帳を持っているからという理由だけで取得している人もいたりします。

(会長)

難しいところですね。内部障害とか精神障害、発達障害は日内変動もあって、調子のいい時も悪い時もありますので一概に言えないところもありますが、ヘルプマークを持っていて支援を必要とする人にはどのような支援をしたらよいのか、ということについても議論ができればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

例えば、視覚障害の方が街中に出られた場合、慣れた方は単独行動ができる方もたくさんいらっしゃいます。慣れていない方だととても危ないのですが、視覚障害の方は白杖を持っておられるので、困っていることが分かりやすいです。でも内部疾患だとか、精神障害のある方ですと、街中で困ったことがあったとしても見た目では分からないので、理解してもらえないことがあります。そこらへんを考えると、うまく機能できるようにしていけたらいいと思います。

(会長)

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(委員)

子どもが自閉症で、外から見て障害が分からないということで、手帳とかを申請するときに、窓口でヘルプマークをもらいましたが、窓口で自由にお取りくださいというかたちで置いてあるだけなので、誰でももらうことができる状態です。ヘルプマークについては、裏側にどういった支援を行ってほしいかを記入する欄がありますので、うちの子どもの場合ですと、自閉症特有の症状でパニックになってしまうことがあるので、外でパニックを起こした場合は見守ってくださいと記入をしています。ヘルプマークは個々の意思表示や必要なことがかけるようになっており、人によって違う支援を行えるものとなっています。そのマークをみたから適切な支援がすぐにできるとは一概には言えないと思いますが、見た目には障害が分からない人にとってはとても必要なものだと思っています。ですので、他の自治体でどのような配布を行っているのか調査して、対応をしてほしいと思います。一宮市では簡単に手に入るということで、疑いを持ってみられるのはとても悔しいです。

(会長)

事務局、どうぞ。

(福祉課)

ヘルプマークの取組みは愛知県で一斉に始まったのですが、愛知県のガイドラインに沿って行っており

ますので、県内同じ方法で配布していると認識しております。

(会長)

今、委員から貴重なご意見をいただきましたが、ヘルプマークの普及について、広報などでも発信できるといいですね。カードの裏に必要な支援を書く欄があって、どうやって支援を行えばいいのかなど、一宮市独自で発信できるといいかもしれません。検討の時間が少し必要かもしれませんが、ヘルプマークのところは普及・啓発のなかでも重要なところだと思いますので、県の基準があるにせよ、一宮市独自にどのような取り組みができるか、課題としたいと思います。

時間の都合もありますので、この意見に関してはここまでにさせていただきます。ほかに何かございますか。無いようでしたら、「基本目標2 すき間のない相談支援・情報提供体制の整備」へ移ります。

(委員)

47 ページのなかで、「日常生活用具等の給付と事業の周知」という取り組みがありますが、最近新しい補装具等が出てきていると思います。ですが、障害児者にその情報の周知が十分されていないのではないかと思います。私は愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会での勉強会に参加することがありますが、最近視線入力ができる商品もネットで格安に買える状況です。そういった新しい技術が発達してきてはいるものの、必要としている人にそういった情報がなかなか伝わっていないのではないかと思います。今の新しい技術に関する情報提供を行うといった視点が、「日常生活用具等の給付と事業の周知」の周知の部分に含まれているのでしょうか。そういった努力をしていただけるのでしょうか。

(会長)

今のご意見は、補装具等は日進月歩で新しいものが開発されていて、それが通販サイトなどで格安に手に入ったりするけれど、そういったところの周知を想定しているか、ということですね。

(福祉課)

手帳を取得されたときに、いろいろな制度を案内するガイドブックをお渡しさせていただいているのですが、絶えず新しい情報を提供しているかということについてはできてはいない状況です。ただ年に1回発行している「福祉のしおり」にはそういった情報を記載しており、窓口にてしおりの配布は行っておりますが、個別通知は行っておりません。

(会長)

はい。ありがとうございます。情報周知の仕方について、継続的にどう取組んでいくか、この点も今後の検討課題ということにしたいと思います。

(委員)

技術の革新によって、生活の質が上がったり、費用負担が減ったりということにつながっていると思いますので、そういった情報の紹介も積極的に行ってほしいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

(委員)

電動の車椅子の許可を得るのに、県庁まで行っているのですが、月に1度でいいので一宮市でも申請ができるようにしてほしいです。

(会長)

例えば、車椅子とかを申請するときに、いちいち県庁まで行かなくてはいけないので、例えば巡回で市役所に担当者が来て対応するといったことができないかということだと思いますが、事実関係の説明を事務局からしていただけますか。

(福祉課)

これは県の制度でありますので、現状ではこのままというかたちになります。

(委員)

それを月1回でも一宮市でやっていただけるとありがたいです。

(会長)

その場合、今の障害福祉のシステムでいうと、障害福祉の相談窓口にご相談するかたちですか。本人がす

べて行うわけではないですよ。

(福祉課)

車椅子に関しては、相談員さんを通す必要はありませんので、市の方で個人から直接受けております。

(会長)

代理で誰かが行うということは現状では行っていないのですか。そのあたりのニーズは大事なことだと思います。

(委員)

障害者が名古屋まで行くというのはなかなか大変なので、できれば一宮市で手続きができるとありがたいです。

(福祉課)

先ほど申しましたが、県の制度になりますので、機会がありましたら、巡回ということを要望してまいりたいと思います。

(会長)

貴重な意見ですので、ぜひお願いします。49 ページのところで、新しい取り組みとして「福祉総合相談窓口の設置」がありますが、これはワンストップサービスで対応できるようにということで、良くなる方向に行くということだと思います。

よろしいですか。「基本目標3 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携」に移りたいと思います。この部分についてご意見等ございませんか。

(委員)

「こころの健康づくりの啓発」の取り組みのところで、「リーフレットの作成により、こころの健康づくりについての啓発を行います」とありますが、これは精神障害の方が年に1度、自立支援医療費の更新に行くと思うのですが、そのときに精神障害に関する社会資源等を知らせるリーフレットをもらえるということでしょうか。そういったことがあれば大変ありがたいと思います。

(会長)

「こころの健康づくりの啓発」の取り組みのなかにある、リーフレットというのはどういったものを指しているのか、事務局から説明をお願いします。

(福祉課)

疾病の理解促進のためのリーフレットで、福祉サービス等が網羅された形のものを配布するというのではないのですが、こちらの方については、どういった情報をどういった形で配布していくかという具体的な内容はまだ決まっておきませんので、今いただいたご意見も参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

精神障害に関しては、本人にも偏見があつて、手帳をもらうこともできず、医療費を助成してもらうこともできずといった方がたくさんおられます。ですので、こういった社会資源があります、ということをお知らせできる何かがあればいいな、と感じております。

(会長)

現状でいいますと、ここは健康づくりに関するリーフレットなので、一人で抱え込まないで、ですとか、SOSを出しましょう、とか、精神的な健康に対することを周知するリーフレットだと思います。ですので、その次にどういった支援があります、というところまではいっていないけれど、ご意見があつたように、支援につながるような内容になっていくよう、今後は検討を行っていくということでもよろしいでしょうか。

(委員)

よろしくをお願いします。

(会長)

ちなみにですが、一宮市の福祉制度は決して悪くなくて、全国的に見ると愛知県はレベルが高く、例えば精神障害者保健福祉手帳の1級・2級があれば、医療費が無料とか、市民福祉金が支給されるとか、そういった支援制度は他ではあまりないです。結構使える制度があるのですが、まだまだ活用されていない

ところがあって、手帳を取得することによって、経済的に楽になることもあるので、そういったことをアピールできると、市民にとってはありがたいことだと思います。例えば、発達障害で精神障害者保健福祉手帳が取得できるといったことが知られていなかったりするので、次、どうしたらいいかという支援につながる周知ができればよいかもしれません。

他にいかがでしょうか。では、「基本目標4 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備」のところにしていきたいと思います。

(委員)

55 ページにある「医療的ケア児への支援」、「障害児保育の充実」に関する部分についてですが、以前受けた相談のなかで、一宮市の保育園でお願いしようとしたときに、自分の足で歩けない子どもは3歳から預けることができると言われたことがあります。歩き回れるのであれば障害児保育として受けることはできるけれど、障害があって寝たきりの状態とか動くのに大変な状態では、市で行っている障害児保育とかたちでは受けることができないということでした。そのなかで「医療的ケア児への支援」という項目は明るい兆しであるのですが、医療的ケアは必要ないけれど、自分の足で歩けない子どももいらっしやるので、そういったところの受け皿は抜け落ちているのではないかと思います。あと、資料1のところに「国や県への要望もお願いしたい」という意見がありますが、一宮特別支援学校があって、ここには幼稚部があるので、そこに預けたいという方がおられたのですが、こちらは保護者と一緒に過ごす時間というのが毎日あって、働いている保護者の方が預けるのは難しいという状況がありました。そういうことで、こども園とかに組織替えできるといいのに、という声も上がっています。こういった点も教育・保育環境の充実として、要望していただくような項目を入れていただけないかと思います。

(会長)

貴重な意見ありがとうございます。もともと医療的ケアについても実態から生まれ施策につながったというところはあると思いますが、そのなかでもすき間にあってまだまだ対応できていないところがあるというご意見だったと思います。どのようにやっていくか、市だけでやっていくのではなく、国や県と連携してどのように取組んでいくのかというところですね。この意見に対して何かございますか。そのほかのご意見でも結構です。

(委員)

54 ページの「療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施」の2つ目のところに、「学校教育と保育、医療支援の一貫性を確保するため、関係機関の情報交流を推進します」とありますが、精神障害は早く見つけることが本当に大事です。脳の病気ということが分からないままですと、そのあとの支援が本当に大変です。登校拒否とかになって1年くらいたってしまうと、病院へ行くことを嫌がったりします。子どもが小さいうちに精神障害に対する理解を深めることをしていただいて、できないことは恥ずかしいことではなく、脳の病気かもしれないということを知ってもらえるといいです。

(会長)

精神障害の分野でいうと福祉教育が重要で、もう少し早い段階で事実関係が分かっていると、家族の対応も社会の対応も変わってくるということで、そのなかで例えば、今、発達障害の子どもは6.5%くらいいて、でも先生がなかなか気づいていなくて、結果として叱ってしまって、叱られたことによってひきこもりになってしまうといった二次障害が発生するなどの問題があるので、保育園や小学校といった早い段階から障害のことを親御さんも学校も社会全体も理解できるような仕組みがあれば、といったご提案ということでもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

53 ページの「障害の早期発見と早期療育」にあるように、もっと早く、生後3か月頃から疑いがある子は通院とまではいかななくても保健センターの支援にといった超早期発見から支援につなぐことが大切だと思います。保育所や小学校の段階ですと、すでに親子の関係が出来上がってしまうというか、いろいろな基礎が固まってしまっていて、なかなかうまくいかないといったことがありますので、障害の早期発

見・早期療育がかなり重要で、軽度であってもしっかりフォローして行ってほしいと思います。

(会長)

このあたりの事実を知っておくと、家庭単位だけでなく、教育に携わる側も、近隣の方も対応が変わると思うので、二次障害によって自己肯定感を低下させるといったことがなくなると思います。貴重な意見ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(委員)

早期療育に関係することですけど、いずみ学園という知的の子どもたちが通える場所があるので、とても安心しておりますが、それ以外にも私立保育園、公立保育園の方でも障害児を受け入れてくださって、加配の方がついてくださっているの、安心できています。ですが、そのあとの小学校の教育の方で先生たちの指導を増やしてほしいと思います。うちの子どもは小学校4年生まではいずみ学園に行っていたのですが、地域で育てたいという思いがあり、難しいとは言われたのですが、校長先生のご厚意により、通学することができました。通級をするにあたって、加配をつけなくてはいけないくらい落ち着きがない子どもでしたので、校長先生の計らいで、教育免許は持っているけれど採用試験に合格されていない教員の方を一人配置してくださって、普通級と特別支援学級の両方を通うことができ、大変ありがたかったです。子ども一人ひとりで個性があり、対応が異なるので、先生に一度に見ていただくのは大変なことです。学生ボランティアですとか、教師を引退された方たちを小学校の普通級の加配として配置している自治体もあるようですので、一宮市もそういったかたちでの活動を考えていただいて、障害のある子どもが地域のなかで育つことができるといいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

今、一宮市ではどういった感じでしょうか。加配保育もそうですが、普及啓発というところで、広報するとか講演会をするとか、そういったことはできているのでしょうか。

(福祉課)

発達障害に関しては、自立支援協議会の子ども部会で年に1回、発達障害を理解するというところで、支援者の方を中心に、当事者の方も参加いただける講演会を実施しております。普及啓発ということになりますと、その活動が一番大きなものであると思います。

(会長)

加配保育をつけるという一部の人に税金が使われているように思われることもありますが、障害のある子どもと接していると、人を大切にすることが大事ということが学べたりするので、実は実践的な教育として役立っているのだということ、大江健三郎さんもおっしゃっているところであります。発達障害に関する理解があれば、なぜそういった行動をしているのかということに注意せずに済むということもありますので、事実関係を普及啓発できることが大事だと感じています。

ほかは良かったでしょうか。次へ進ませていただきます。「基本目標5 障害のある人の雇用・就労の支援」に移りたいと思います。障害者自立支援法ができてから、障害のある方の一般就労がめざましく進んでいる状況にあって、ハローワークでは窓口の相談も増えているところではありますが、いかがでしょうか。

(委員)

私がハローワークに入所しましたのが昭和59年でして、その当時は身体障害者の支援もそうですし、知的障害者が増えてきたということで、知的障害者の雇用指導等を通して、事業者の方にお話しをさせていただいておりましたが、当時と比べると今は精神障害者の方がほとんどです。身体障害者の方は高齢化が進んでいるところでもありますし、就労中に内臓疾患や身体のけが等で、障害者になられた場合も、そのまま定年後も継続雇用で勤務しつづけているというケースが多いです。知的障害者に関しましては、今は特別支援学校と企業の連携が進んでいて、卒業後はすぐに就労につながる場合が多くなっています。精神障害者については、就職してから精神的に追い詰められて、30代、40代で辞めるといった方が多くなっています。精神障害者に対しては医療機関との連携とか支援機関の連携を図っているところがございます。そのなかでやはり、今懸念しているのはコロナ渦です。リーマンショックの時と違って、全部の企業が不況にあるということではなく、人手不足のところもあるのですが、障害者の方が辞めざるを得なくな

った場合に、次の就職先を探すのに、以前なら、同じような症状の方々を連れて、企業見学して、トライアルにつなげるといった方法をとっていたのですが、このコロナ渦では、企業の見学会も制約があって、なかなか難しいと感じています。ただ、少しずつではありますが、理解ある企業もでてきている状況です。プラス面としては、コロナ渦で在宅という新しい働き方の兆しもあり、精神障害の方にはいい兆しではないかと考えています。今回計画の 56 ページに「障害者向け就職支援フェアの実施」とありますが、今年度の実施が決まっております。決まった段階ではコロナという問題はなかったのですが、開催すべきかどうかということが議論されたのですが、障害者の方にとっては数少ない支援の場のひとつであるということで、規模や対策等を考えながら、開催する方向で進めていこうということで、10月の開催を予定しております。(会長)

貴重なお話しありがとうございます。今のお話しにありましたように、障害者雇用は身体障害から始まったものですが、今では精神障害が53%くらいでしょうか。就労が困難であるという障害特性もあるなかで、どんどん比重が変わってきている状況です。一宮市では障害者雇用の企業さんはそれなりに存在しているという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

そのあたりは委員の皆様にもご紹介いただけると良いと思います。あと、あいち障害者雇用総合サポートデスクというのが、名古屋駅前のウインクあいちに入っているのですが、受入れ企業を開拓するための国と県が協働した窓口もあるようですので、ぜひ、一宮でも開拓をしてもらえると一宮市の売りになると思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。では、「基本目標6 地域生活を支える生活環境の充実」に移りたいと思います。このポイントは社会との関係性で生きづらさが大きくも小さくもなっていくものであるということで、障害者が社会にかかわっていくための環境づくりということになると思います。

(委員)

バリアフリーに関しての意見になりますが、例えば電車の駅にエレベーターを設置する場合に、事業者だけでは負担が大きいため、市が補助するといったことも計画に含まれているのですか。視覚障害者の方が電車のホームから転落する事故が発生していて、ホームドアの重要性が指摘されていますが、その設置も事業者だけではなかなかできないということもあって、補助金をもらいながら整備がなされているのかと思うのですが、費用が膨大で難しい場合には、点字ブロックで階段からホームにつながるところだけでも整備するという方法もあるのかな、とも思ったりしています。もう一つ、「施策4 防災対策の推進」について、よく言われることが福祉避難所のことだと思うのですが、福祉避難所に一度に来られると困るということで、障害のある人もまずは通常の避難所に避難してもらおうという方針であることは聞いています。それが本当に良いのかということも議論されていると思いますが、同じ道のりでも障害のある人にとっては長い道のりとなることがありますので、遠くの避難所に行かないといけないという不便さが解消できないのかということと、あとは避難所に行かずに済む方法がないのかということも思っています。なかなか動きづらい方に対する避難所についても検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。1点目に関しては、一宮でしたら、JRと名鉄があると思うのですが、もし分かれば、市の負担について具体的にお聞かせいただきたいのですが、即答は難しいですね。

(福祉課)

担当課が道路課、建築指導課、都市計画課となっておりますが、国土交通省が主体となってやっておりますので、補助金の対象になるかどうかはこちらでは把握しておりません。

(会長)

福祉避難所についてはいかがでしょうか。

(福祉課)

福祉避難所については一般質問でもご質問をいただいているところですが、一宮市の現状といたしまし

ては、まずは避難所に行ってくださいということですが、遠くのではなく、近くの小中学校に避難いただくというかたちになっています。福祉避難所は民間事業所が中心となっていますので、受け入れ体制がすぐに整わないということで、まずは身近な学校への避難をお願いしております。

(会長)

ありがとうございます。社会参加の促進は大事なところだと思いますが、他にご意見等ございませんか
(委員)

「手話通訳者等の配置・派遣」に関するのですが、話した言葉を自動的に文字起こししてくれるソフトウェアも開発されています。漢字の誤変換もあるので難しいところもあると思いますが、この方法だと聞こえづらい人も助かるでしょうし、そういった方法も計画の中に入れてもいいのかな、と思います。

(会長)

ありがとうございます。そのあたりも含めての手段を検討してはどうか、ということです。今、市の事業に関しては、手話通訳者は入っておられるのですよね。

(福祉課)

市の講演会につきましては、手話通訳者と要約筆記者を手配させていただいています。

(会長)

手話言語条例の会議とかに入っていると、聾の方は目でコミュニケーションをすることが代替でなく、文化だとよく言われます。こういったことを私たちが知っていくことも大事かと思います。

あと、社会参加のところでいいますと、JRですと、精神障害は対象となっていないですが、身体障害、知的障害は半額割引になっていて、そこが一律にならないとか、タクシーでもあらかじめ定めているところは1割引になるけれど、なっていないところもあります。国土交通省で検索すると、いろいろ出てくるので、そのあたりも知っておくといいのかな、と思うのと、名古屋市は地下鉄と市バスがくまなく走っているのですが、手帳があれば市外の方も半額割引が適用されます。そういった隣接の市町村の情報もあると役立つのかな、と思います。

次、「第6章 計画の推進に向けて」について、何かご意見ございますか。たぶん、今まで議論していたことが含まれていると思います。市だけでなく、国や県や近隣市町村と連携して推進していくということが書かれていると思います。例えば医療費助成のことを言いますと、県が要綱等を定めて、県が半額を負担して、一宮市が半額ということでもいいのですけれど、愛知県では要綱がしっかりできていないので、一宮市がほとんど持ち出ししているといったこともあるので、そう考えると、県にもやっていただくことはしっかりやっていただくという方向で取組むことも重要なのではないかと思います。

皆さんいろいろなご意見があるのでしょうか。限られた時間の中でということではないでしょうか。いくつか意見をいただきましたが、計画に反映するもの、課題として検討するものなど、事務局と調整して良い方向に持っていきたいと思います。委員の皆様、引き続きよろしく願いいたします。

(2) その他

(会長)

その他として、事務局から何かありますか。

(福祉課)

今回の策定委員会につきましては、第5章の障害福祉サービスに関する部分を、次回までに原案を作成し、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。日時等決まりましたらご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

以上で本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へお返しします。

(福祉課長)

これをもちまして、第4回一宮市障害者基本計画等策定委員会を終了します。長時間にわたり、貴重な意見をいただき、どうもありがとうございました。

議事録署名

会長

委員

委員